

### 3. 中小企業経営改善資金

#### (1) 融資条件等

県内で、保証対象事業を行っている中小企業者で、次のいずれかに該当するもの。

①特定中小企業者	国又は県指定の再生手続開始申立等企業者に対する回収不能な債権が50万円以上あるか、または、取引額が全取引額の20%以上で回収困難な債権があることについて市町村長が認定したもの。 ※「再生手続開始申立等企業」とは、破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て等を行った企業で経済産業大臣または知事が指定したものをいいます。 ※国指定の再生手続開始申立等企業に対する認定の場合、セーフティネット保証が適用されます。
②破綻金融機関関連中小企業者	破綻金融機関と金融取引を行っている（借入金がある）ことについて市町村長が認定したもの。 ※セーフティネット保証が適用されます。
③再建中小企業者	売上の減少等の理由により、再生手続開始申立等のおそれのある中小企業者であって、商工調停士が再建の見込みがあると推薦したもの。 ※商工調停士は大分商工会議所及び大分県商工会連合会内に設置されています。
④再生支援中小企業者	中小企業再生支援協議会が当該企業の経営再建計画の策定を支援する（第二次対応を行う）ことを決定したもの。 ※「中小企業再生支援協議会」は大分県商工会連合会内に設置されています。
⑤特定取引中小企業者	再生手続開始申立等を行った後も事業を継続している小規模事業者に対し、取引量の増大や取引条件の改善を行った実績を有し、向こう2年以上の将来にわたって、それと同等以上の取引関係を継続することについて誓約し、これにより当該再生手続開始申立等小規模企業者の事業再建が促進される見込みであると商工調停士が推薦するもの。

#### (2) 融資条件等

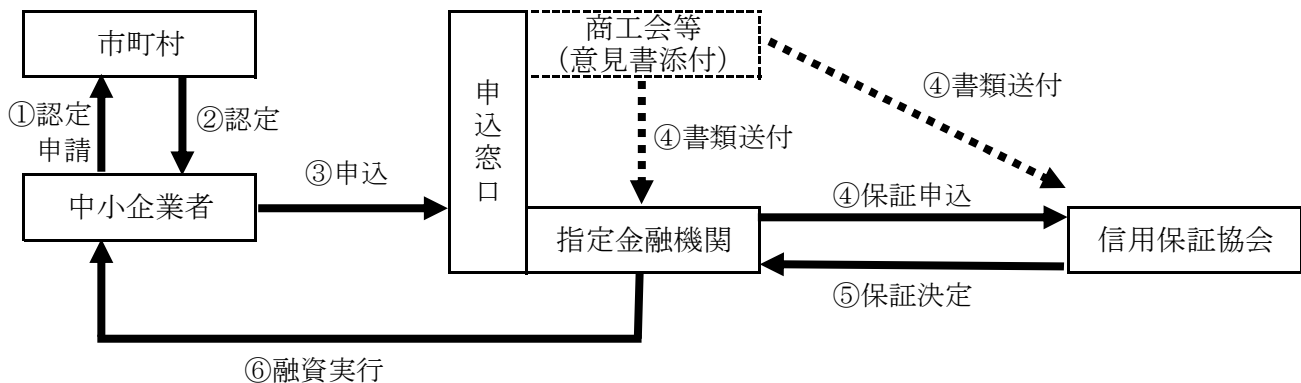
	①特定中小企業者 ②破綻金融機関関連中小企業者	③再建中小企業者 ④再生支援中小企業者	⑤特定取引中小企業者
資金使途	経営の維持及び安定のために緊急に必要な運転資金		運転資金
融資限度額	2,500万円	5,000万円	500万円
融資期間	10年以内 (うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置2年以内)	10年以内 (うち据置1年以内)
融資利率	特別利率E (7年まで年1.60% 10年まで年1.80%)		
保証料率	保証料率C (年0.75%以内) セーフティネット保証適用時 年0.70% 特定中小企業者の保証料率に係る特例措置(当面の間) 保証料率D (年0.25%) セーフティネット保証適用時年 0.25%		
返済方法	原則として毎月均等返済		
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人とし、担保については、必要に応じて徴求する。		

申込み窓口	融資対象者①、②、④は指定金融機関、商工会議所、商工会 融資対象者③、⑤は経営安定特別相談室（大分商工会議所及び大分県商工会連合会内に設置）	
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行	
個別の必要書類	①特定中小企業者	市町村長の認定書（P. 24） 国指定の場合はセーフティネット保証1号認定書でも可
	②破綻金融機関関連中小企業者	市町村長の認定書・セーフティネット保証6号認定書（P. 25）
	③再建中小企業者	商工調停士の推薦書（P. 26～27）
	④再生支援中小企業者	中小企業再生支援協議会長の証明書（P. 28）
	⑤特定取引中小企業者	商工調停士の推薦書（P. 29～30）

### （3）融資の流れ

#### ◎特定中小企業者、破綻金融機関関連中小企業者の場合

※再生支援中小企業の場合は「中小企業再生支援協議会長」の証明書が必要です。  
詳しくは大分県商工会連合会にお問い合わせ下さい。



#### ◎再建中小企業者、特定取引中小企業者の場合

